

新	旧	備考
<p style="text-align: center;">劣後ローン案件に係る</p> <p style="text-align: center;">海外事業資金貸付保険の取扱について</p> <p style="text-align: center;">平成 19 年 6 月 21 日 07-制度-00026 平成 23 年 3 月 30 日 一部改正 <u>平成 25 年 9 月 25 日 一部改正</u></p> <p>海外事業資金貸付のうち、当該貸付により取得される債権が当該貸付の相手方を債務者とする他の一般的な債権に劣後するもの又はこれに準ずるもの（以下「劣後ローン」という。）に係る海外事業資金貸付保険については、下記のとおり取り扱う。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>第 1 条～第 2 条 （略）</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u> <u>この規程は、平成 25 年 10 月 1 日から実施する。</u></p> <p style="text-align: right;">(別添 1)</p> <p style="text-align: center;">劣後ローン特約</p> <p>第 1 章 海外事業資金貸付（貸付金債権等）保険に付す特約</p> <p>第 1 条～第 10 条（略）</p> <p><u>(質権又は譲渡担保の設定)</u> <u>第 11 条 被保険者は、第 1 条第 4 号イにて重要資産等を含めた株式又は貸付金債権に質権又は譲渡担保を設定しようとするときは、事前に日本貿易保険の承諾を得なければならない。</u></p> <p><u>(重大な内容変更)</u> <u>第 12 条 第 1 条第 4 号ロに係る損失をてん補する場合、外</u></p>	<p style="text-align: center;">劣後ローン案件に係る</p> <p style="text-align: center;">海外事業資金貸付保険の取扱について</p> <p style="text-align: center;">平成 19 年 6 月 21 日 07-制度-00026 平成 23 年 3 月 30 日 一部改正</p> <p>海外事業資金貸付のうち、当該貸付により取得される債権が当該貸付の相手方を債務者とする他の一般的な債権に劣後するもの又はこれに準ずるもの（以下「劣後ローン」という。）に係る海外事業資金貸付保険については、下記のとおり取り扱う。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>第 1 条～第 2 条 （略）</p> <p style="text-align: right;">(別添 1)</p> <p style="text-align: center;">劣後ローン特約</p> <p>第 1 章 海外事業資金貸付（貸付金債権等）保険に付す特約</p> <p>第 1 条～第 10 条（略）</p>	

<p><u>国政府等との間の契約等の内容の変更は貸付約款第20条で定める重大な内容変更等に該当するものとする。</u></p> <p>第2章 海外事業資金貸付（保証債務）保険に付す特約</p> <p>第1条～第10条（略）</p> <p><u>（質権又は譲渡担保の設定）</u></p> <p><u>第11条 被保険者は、第1条第4号イにて重要資産等を含めた株式又は貸付金債権に質権又は譲渡担保を設定しようとするときは、事前に日本貿易保険の承諾を得なければならない。</u></p> <p><u>（重大な内容変更）</u></p> <p><u>第12条 第1条第4号ロに係る損失をてん補する場合、外国政府等との間の契約等の内容の変更は保証約款第19条で定める重大な内容変更等に該当するものとする。</u></p> <p>別添2（略）</p>	<p>第2章 海外事業資金貸付（保証債務）保険に付す特約</p> <p>第1条～第10条（略）</p> <p>別添2（略）</p>	
--	---	--